

令和 6 年度京都市立学校教員採用選考試験実施要項

京都市教育委員会

令和 6 年度京都市立小学校教諭（幼稚園教諭を含む。）、中学校教諭、高等学校教諭、総合支援学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用選考試験を以下のとおり実施します。

※ 京都市教育委員会ホームページに、非常災害時をはじめとした受験に関わる注意事項を順次掲載しますので、受験者は、必ず確認してください。

【出願手続き】詳細は P12 に記載しています。

出願の受付（電子申請（インターネット）により出願すること。）

令和 5 年 4 月 3 日（月）午前 9 時～

令和 5 年 5 月 8 日（月）正午受信分まで

（提出書類に多くの不備がある場合には受験資格を満たさないと判断する場合があります。）

※パソコンからの出願となります。スマートフォンやタブレットからの出願はできませんので、ご注意ください。

【主な試験日程】

第 1 次試験（筆記試験） 令和 5 年 6 月 24 日（土）

（面接試験） 令和 5 年 6 月 25 日（日）、7 月 1 日（土）、2 日（日）のうち、指定する日

第 2 次 試 験 令和 5 年 8 月 19 日（土）、20 日（日）の両日

＜昨年度からの主な変更点＞

1 小学校教諭志願者における中学校または高等学校の普通免許状取得・取得見込者（数学・理科・保健体育・英語）への加点制度の新設等

小学校教諭志願者のうち、「数学」「理科」「保健体育」「英語」のいずれかの中学校または高等学校の普通免許状取得・取得見込者に、第 1 次試験において加点する制度を新設します（詳細は P12 に記載）。これに伴い、小学校英語教育推進コース及び理科教育推進コースは廃止します。

2 公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格所有者への加点制度の新設

心理及び福祉の専門資格を有する方を対象に、第 1 次試験において加点する制度を新設します（詳細は P11 に記載）。

3 第 1 次試験に関する特例の取扱いの変更

加点制度を複数新設することに伴い、第 1 次試験免除等の特例との併用ができることとします。ただし、特例と併用するか否かに関わらず、第 1 次試験における加点制度による加点上限は 10 点とします。

4 フロンティア特別選考（英語コース）における出願要件の緩和、英語資格所有者の要件変更

第一言語や国籍にとらわれずに受験いただけるよう、「CEFR C1 相当以上の英語力を有する方」も受験を可能とします（詳細は P8 に記載）。また、英語資格所有者の特例要件となる英語資格を「CEFR B2 相当以上の英語力を有する方」に変更します（詳細は P11 に記載）。

5 追加合格制度の新設及び補欠合格制度の廃止

第 2 次試験結果の通知後、出願区分によっては合格者を追加する場合があることとし、この場合、令和 5 年 12 月 31 日までに追加合格者にその旨を通知します。

- ・本要項における「国公立学校」とは「学校教育法第 1 条」に掲げる学校を指します。
- ・本要項における「総合支援学校」とは「学校教育法上の特別支援学校に該当する学校」を指します。
- ・本要項における「小中学校」とは「学校教育法上の義務教育学校に該当する学校」を指します。
- ・本要項における「育成学級」とは「学校教育法上の特別支援学級に該当する学級」を指します。

目 次

1	出願の区分及び教科並びに採用予定数	3
(1)	一般選考	
(2)	特別選考	
(3)	留意事項	
	大学・大学院推薦制度について	
2	受験資格（年齢、免許取得要件、欠格条項等）	4
	併願に関すること	
3	選考試験の内容（日程、具体的な試験内容、時間、試験会場、留意事項等）	5
4	試験の結果発表等について	6
(1)	第1次試験の結果発表	
(2)	第2次試験の結果発表	
(3)	採用時期等について	
(4)	追加合格について	
(5)	採用延長の特例（大学院進学者及び国際貢献活動派遣者）	
(6)	京都市立学校園の常勤講師の「前年度不合格者のうち上位」の特例	
5	特別選考における資格要件及び試験内容等について	7
(1)	国際貢献活動経験者特別選考	
(2)	フロンティア特別選考（理数工コース、保健体育コース、英語コース）	
(3)	現職教諭特別選考	
(4)	障害者特別選考	
(5)	特別選考の受験の可否について	
6	受験資格に係る特例（当該区分及び教科の普通免許状を有しない合格者及び 取得見込のない合格者の取扱い）について	9
	特別免許状について	
7	第1次試験免除等の特例について	10
(1)	第1次試験の全部免除	
(2)	第1次試験の一部免除等（常勤講師、社会人経験者チャレンジ制度、 理数工志願者チャレンジ制度、英語資格所有者）	
8	第1次試験における加点制度について	11
(1)	心理及び福祉の専門資格所有者	
(2)	情報処理技術に関する資格所有者	
(3)	小学校教諭志願者における中学校または高等学校の普通免許状取得・取得見込者	
9	出願手続きについて	12
(1)	出願方法・期間等について	
(2)	提出物について	
(3)	受験票の交付	
10	問い合わせ先について	15
(1)	制度及び出願手続きに関すること	
(2)	出願手続き時の電子申請の操作に関すること	
	(参考)	
1	勤務条件等について（初任給、勤務時間、休暇制度、研修システム、福利厚生等）	
2	過去5年間の採用選考試験実施結果	
3	令和6年度採用選考試験の配点	
4	よくある質問について（Q&A）	

1 出願の区分及び教科並びに採用予定数

(1) 一般選考

出願区分・採用予定教科等		採用予定数
ア 小学校教諭		90名程度
	うち、幼稚園教諭	若干名
イ 中学校教諭	国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語	60名程度
ウ 高等学校教諭	国語・地理歴史・数学・理科（物理、化学、生物）・英語・情報・工業（機械、電気・電子、建築・土木）	15名程度
エ 総合支援学校教諭（小学校、中学校、小中学校の育成学級を含む）		50名程度
オ 養護教諭		10名程度
カ 栄養教諭		若干名

(2) 特別選考（詳細はP7～9参照）

ア 国際貢献活動経験者特別選考

出願区分	採用予定数
一般選考で実施する区分・教科	5名以内

イ フロンティア特別選考

選考区分	採用予定教科	採用予定数
理数工コース	中学校・高等学校教諭（数学・理科・工業）	5名以内
保健体育コース	中学校教諭（保健体育）	
英語コース	中学校・高等学校教諭（英語）	

ウ 現職教諭特別選考

出願区分	採用予定数
一般選考で実施する区分・教科	一般選考に含める

エ 障害者特別選考

出願区分	採用予定数
一般選考で実施する区分・教科	一般選考に含める

(3) 留意事項

- ア 採用予定数は実施要項発表時点での見込みであり、今後、状況により変動する場合があります。
- イ 志願書提出後の選考区分、出願区分、教科の区分の変更は認めません。
- ウ 高等学校教諭については上記（1）の採用予定教科のみ募集し、その他の教科は募集しません。
なお、中学校美術、保健体育、家庭の合格者については、採用時に高等学校へ配置する場合があります。
- エ 小学校教諭及び中学校教諭の合格者については、採用時に小中学校や総合支援学校へ配置する場合があります。
- オ 総合支援学校教諭の合格者は、採用時に総合支援学校（小学部・中学部・高等部のいずれか）のほか、小学校、中学校又は小中学校の育成学級に配置する場合があります。
- カ 全ての区分において、日本国籍を有しない方の受験が可能です。ただし、採用の際の職名は、「任用の期限を付さない常勤講師」となります。
- キ 採用予定教科・分野であっても、選考の結果、採用を行わない場合があります。

＜大学・大学院推薦制度について＞

京都市立学校教員を第一志望とし、学業成績優秀であるとともに、部活動やボランティア活動等の実績が顕著であるなど、大学・大学院における諸活動の実績を評価され、教師として優れた実践力を発揮することが期待できると学長等（学部長以上の職）からの推薦を受けた方（令和6年3月卒業・修了予定者等）は、書類選考のうえ、合格者については第1次試験を免除します（個人面接については、第1次試験の日程のうち指定する日に実施）。

詳細については、京都市教育委員会ホームページ掲載の「令和6年度京都市立学校教員採用選考試験 大学・大学院推薦制度実施要項」をご覧ください。

2 受験資格

一般選考については、次の（１）～（３）の全てに該当する方

※特別選考については、P7～9を参照してください。

- （１） 昭和39年4月2日以降に生まれた方（令和6年4月1日現在の年齢が60歳未満の方）
- （２） 出願する区分及び教科又は職に相当する普通免許状を有する方、又は令和6年4月1日までに取得見込みの方

ア 幼稚園教諭の志願者は、幼稚園の普通免許状とともに小学校の普通免許状を有するか、令和6年4月1日までに取得見込みであることが必要です。また、幼稚園専門筆記試験に加え、小学校専門筆記試験も受験していただく必要があります。

イ 一般選考における中学校の数学・理科、高等学校の数学・理科・工業については、当該校種及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。合格者については、「6 受験資格に係る特例について」に基づき、正式採用を予定しています。

※イの特例を適用する場合は、第1次試験の一部免除等（社会人経験者チャレンジ制度、理数工志願者チャレンジ制度）の特例（P11）を使用できません。

ウ 総合支援学校教諭の志願者は、以下の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 特別支援学校の普通免許状（知的・肢体不自由・病弱の3領域のうち、いずれかの領域）を有するか、取得見込であること（志願者本人の責に帰さないやむを得ない事由を除き、採用後3年以内に必ず取得すること。）。なお、令和6年4月1日までに取得見込でない方には、出願の際に免許状の取得方法と具体的な計画に係る書類も提出していただきます。

※免許状の取得方法と具体的な計画に係る書類の様式は、志願書の様式とともに、京都市教育委員会ホームページに掲載します。

※養護学校の普通免許状を有している方については、上記の特別支援学校の普通免許状を有しているものとみなします。

- ② 小学校、中学校又は高等学校の普通免許状（小学校の育成学級を希望する場合は小学校の普通免許状、中学校の育成学級を希望する場合は、中学校の普通免許状）を有するか、令和6年4月1日までに取得見込みであること。

※ 併願に関すること

1（１）のア～エの出願区分について、「各出願区分（イ、ウは教科の区分）に相当する普通免許状を有するか、令和6年4月1日までに取得見込みの方」は、該当する出願区分のうち、1校種又は2校種までの併願が可能です。エは、「採用日時時点で特別支援学校の普通免許状を有しない方」でも併願が可能です。ただし、2（２）ウのとおり、志願者本人の責に帰さないやむを得ない事由を除き、採用後3年以内に必ず特別支援学校の普通免許状（知的・肢体不自由・病弱の3領域のうち、いずれかの領域）を取得することを出願条件とします。併願を希望する場合はP17の表で、併願ができる区分を必ず確認してください。

- （３） 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

3 選考試験の内容

		小学校教諭 (幼稚園教諭含む)	中学校教諭	高等学校教諭	総合支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭
第一次試験	6/24(土)	◎一般選考・・・一般・教職教養筆記試験 30分 (社会人経験者チャレンジ制度及び理数工志願者チャレンジ制度適用者・・・論文試験 30分) ◎国際貢献活動経験者特別選考・・・論文試験 30分 ◎フロンティア特別選考・・・論文試験 30分(専門筆記試験の受験は必要ありません。) ◎現職教諭特別選考・・・一般・教職教養筆記試験を免除					
		◎専門筆記試験 50分 (幼稚園併願者は、別途 幼稚園専門筆記30分)	◎専門筆記試験 50分 (国語60分)	◎専門筆記試験 90分 (国語110分、地理 歴史・情報60分)	◎専門筆記試験 50分	◎専門筆記試験 50分	◎専門筆記試験 50分
		—	◎実技試験<英語(リスニング)>		—		
	6/25(日)、 7/1(土)、 7/2(日)	◎個人面接(場面指導等を行う場合があります。)					
第二次試験	8/19(土) ～ 8/20(日)	◎論文(フロンティア特別選考英語コース受験者は、英語での記述も可能とします。) ◎集団討議 ◎模擬授業(幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭、栄養教諭の受験者に対しては、第1次試験結果発表日頃に模擬授業の実施教科(小学校は国語、社会、算数又は理科)、学年及び単元等を京都市教育委員会ホームページにて指定します。当該区分の受験者は、ホームページ上の指示事項を確認のうえ、事前に指導案を作成し、試験当日に持参してください。) (高等学校教諭及び総合支援学校教諭の受験者は、学年及び単元等は試験当日に示し、指導案作成も試験当日に行います。) (模擬授業では、教科の専門性や職務遂行に必要な適性等を問う口頭試問を行います。) (幼稚園教諭受験者は模擬授業の代わりにピアノを使用した模擬保育を実施します。) (フロンティア特別選考英語コース受験者は、指導案作成を日本語に加え、英語での作成も可能とします。)					
		—	◎実技試験 <音楽・美術・ 保健体育・英語>	◎実技試験 <英語>	—	◎実技試験 <救急処置等>	—

- (注1) 大学・大学院推薦制度の適用者の個人面接は、第1次試験の日程のうち指定する日に実施します。
- (注2) 上記の試験のうち、併願する区分も含めて、いずれか一つでも受験されない場合は、体調不良等のいかなる理由でも、その時点で本市の教員採用選考試験の受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、中学校保健体育の体育実技試験については、身体等の事情により試験を受けないことを認める場合があります。
- (注3) 試験開始時に指定会場内において出席が確認できない場合は、その時点で受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、公共交通機関の遅延による遅刻については、遅延証明書等による確認のうえ、受験を認める場合があります。
- (注4) 障害のある方を含め、受験に際し配慮を必要とする方は、可能な範囲で配慮を行いますので、志願書に具体的な事情を記入のうえ、出願の際に教職員人事課(Tel: 075-222-3779、Fax: 075-222-3759)までご相談ください。

試験会場（予定） 試験会場の詳細は受験票にてお知らせします。

《第1次試験》

立命館大学 衣笠キャンパス（京都府京都市北区等持院北町 56-1）
京都市総合教育センター（京都府京都市下京区河原町仏光寺西入）
職員会館かもがわ（京都府京都市中京区土手町通夷川上る末丸町 284）

《第2次試験》

同志社大学 新町キャンパス（京都府京都市上京区新町通今出川上ル近衛殿表町 159-1）
京都市総合教育センター（京都府京都市下京区河原町仏光寺西入）

※試験会場の敷地内は全て禁煙とし、携帯電話の使用も一切禁止します。

※試験日程や会場、試験内容等については、志願者数等により、一部変更する場合があります。

（1）第1次試験の留意事項

ア 専門筆記試験について

- ① 併願希望者…志願する全ての区分・教科について専門筆記試験を受験してください。一つでも受験されなかった場合は、本市の教員採用選考試験の受験資格を失います。
- ② 幼稚園教諭併願者…幼稚園専門筆記試験に加え、小学校専門筆記試験も受験する必要があります。
- ③ 高等学校教諭（国語・数学・理科・英語）志願者…高等学校専門筆記試験に加えて、中学校の該当教科の専門筆記試験（中学校・高等学校の共通問題）を受験する必要があります。試験時間は合わせて国語 110 分、その他の教科 90 分です。
- ④ 高等学校教諭（地理歴史・情報・工業）志願者…高等学校専門筆記試験（地理歴史及び情報は 60 分、工業は 90 分）のみ受験してください。ただし、中学校社会と高等学校地理歴史の併願者は、中学校社会の専門筆記試験（50 分）を合わせて受験してください。

イ 第1次試験免除等の特例について

要件に該当する方は、希望により第1次試験の一部又は全部を免除、あるいは他の試験に替えて実施します。詳細は、P10・11 を参照してください。

（2）第2次試験の留意事項

ア 第2次試験受験対象者は次の①～②のいずれかに該当する方です。

- ① 第1次試験の結果により第2次試験の受験資格を得た方。
- ② 7（1）「第1次試験の全部免除」の要件に該当する方。

イ 実技試験について

中学校音楽・美術・保健体育・英語、高等学校英語、養護教諭に関する実技試験の内容、集合時刻、持参物等は、第1次試験結果通知書等により直接、受験者に通知します。なお、フロンティア特別選考の保健体育コース受験者においては、体育実技は免除となります。

4 試験の結果発表等について

※結果発表の時期等については、今後、変更する場合があります。

（1）第1次試験の結果発表

ア 令和5年8月中旬までに、受験者全員に結果を通知します。試験結果の通知は、**A（合格）**と**B（不合格）**に区分しており、**A（合格）**は第2次試験の受験資格を得たこと、**B（不合格）**は受験資格がないことを示します。

また、結果は受験番号により京都市役所公用掲示場に掲示するとともに、京都市教育委員会ホームページでも発表します。

イ 第1次試験にて併願区分も含めて全て不合格となった方には、**B-1**、**B-2**、**B-3**、**B-4**、**B-5**の5段階の区分で結果を通知します。ただし、併願区分については、5段階の区分での結果通知は行いません。

(2) 第2次試験の結果発表

- ア 令和5年9月下旬に、第2次試験受験者全員に合格結果（合格、不合格）を通知します。また、結果は受験番号により京都市役所公用掲示場に掲示するとともに、京都市教育委員会ホームページでも発表します。
- イ 第2次試験において不合格になった方には、**B-1**、**B-2**、**B-3**の3段階の区分で結果を通知します。

(3) 採用時期等について

合格者については、令和5年9月下旬に合格通知とともに内定通知書を送付し、原則として令和6年4月1日付けで採用します。

ただし、令和6年4月1日時点で合格区分・教科に必要となる有効な普通免許状を所有されていないときは、採用することができませんのでご注意ください（ただし、「6 受験資格に係る特例」の適用者を除く。）。

(4) 追加合格について

第2次試験結果通知後、出願区分によっては合格者を追加する場合があります。この場合、令和5年12月31日までに、追加合格者にその旨を通知します。

(5) 採用延長の特例（大学院進学者及び国際貢献活動派遣者）

第2次試験合格者が、合格した区分・教科又は職の専修免許状取得を目指して、大学院へ進学する場合は、最大2年間採用を猶予し、当該専修免許状の取得を条件として、令和7年4月1日付け又は令和8年4月1日付けで採用します。

また、第2次試験合格者が独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアの活動に従事する場合は、最大2年間採用を猶予し、令和7年4月1日付け又は令和8年4月1日付けで採用します。

(6) 京都市立学校園 常勤講師の「前年度不合格者のうち上位」の特例

「前年度実施の第1次試験合格者」について、「その翌年度の第1次試験を免除（※1）」するとともに、次の3つの要件に当てはまる場合は、「さらにその翌年度も第1次試験を免除（※2）」します。

- ① 上記（※1、2）のそれぞれの試験の出願時において、京都市立学校園の常勤講師であること。
- ② 上記（※1）の第2次試験の結果が「不合格のうち上位（B-1判定）」であること。
- ③ 上記（※2）の試験の出願区分が、（※1）の試験と同一の区分のみであること。

5 特別選考における資格要件及び試験内容等について

「国際貢献活動経験者特別選考」、「フロンティア特別選考（理数工コース、保健体育コース、英語コース）」、「現職教諭特別選考」及び「障害者特別選考」については、一般選考の資格要件（P4を参照）に、以下の受験資格の追加及び免除等を行います。

ただし、第1次試験の一部免除等（常勤講師、社会人経験者チャレンジ制度、理数工志願者チャレンジ制度）の特例（P11）を使用することはできません（障害者特別選考を除く。）。

合格後の取扱いについては、「6 受験資格に係る特例について」を参照してください。

※各選考内容については、P5及びP20を参照してください。

(1) 国際貢献活動経験者特別選考 **試験内容の一部変更**

ア 資格要件

一般選考の資格要件を満たし、かつ、独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとしての派遣実績（廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく派遣を含む。）を有する方（1年未満の派遣期間を除く。）。

イ 一般選考との相違点

第1次試験	第2次試験
一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施。	一般選考と同様。

(2) フロンティア特別選考

○ 理数エコース

普通免許状を有しない方の受験可

試験内容の一部変更

ア 資格要件

一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれかに該当する方。

- ① 令和5年3月31日時点で、博士号を有し、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。
- ② 大学・企業又は研究機関等における、研究・開発・調査等に関する一定の勤務経験を有し、受験教科の分野において上記①に相当する高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。

※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。
出願される場合は、事前に出願区分・教科の確認が必要です。教職員人事課（TEL：075-222-3779）までお問い合わせください。

イ 一般選考との相違点

第1次試験	第2次試験
一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験を実施。	一般選考と同様。

○ 保健体育コース

普通免許状を有しない方の受験可

試験内容の一部変更・免除

加点措置

ア 資格要件

一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれにも該当する方。

- ① 保健体育の分野における高度の専門的な知識・経験又は技能を有する方。
- ② 高等学校卒業以降に、国際的規模の競技会に日本代表として出場した方又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において4位以内の成績を収めた方（ただし、団体競技は正選手として登録された大会等における実績に限る。）又はこれらの者を指導育成した実績（経験）を有する方（高校卒業以前の指導実績は除く。）。

※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。

イ 一般選考との相違点

第1次試験	第2次試験
一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験を実施。また、個人面接において、最大10点の加点を行う。	体育実技は免除。

○ 英語コース

普通免許状を有しない方の受験可

試験内容の一部変更・免除

ア 資格要件

一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①から④の全てに該当する方。

- ① 「英語を第一言語とする方」または「CEFR C1相当以上の英語力を有する方」。
- ② 大学卒業（学士号取得）以上。
- ③ 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間で、国公立学校での勤務歴が通算3年以上（実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない。）ある方、又は外国語としての英語指導法に関する課程（TESOL、CELTA）を修了（又は令和6年3月31日までに修了見込みであること。）されている方。
- ④ 教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する方。

※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。

※CEFRのレベルについては、各試験団体のウェブサイトを参考に判断してください。

イ 一般選考との相違点

第1次試験	第2次試験
一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験（日本語記述）を実施。また、実技試験（リスニング）を免除。	一般選考と同様。ただし、論文試験、指導案作成は英語での記述も認める。

(3) 現職教諭特別選考 **試験内容の一部免除** **加点措置**

ア 資格要件

一般選考の資格要件を満たし、かつ、現職の教諭等として、令和6年3月31日時点で、同一の任命権者の国公立学校に連続して2年以上（休職期間を除く。）勤務し、在職している方。

(注1) 教諭等とは教諭、養護教諭、栄養教諭、任用の期限を付さない常勤講師（日本国籍を有しない者に限る。）を指します。臨時的任用職員である常勤講師は含みません。

(注2) 出願は現在勤務する区分（養護教諭、栄養教諭にあつては職種）及び普通免許状を有する教科と同一の出願区分を専願する場合に限りします。

(注3) 幼稚園教諭を志願する場合は、小学校教諭の併願として受験する必要があります。

(注4) 総合支援学校教諭を志願する場合は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間で、特別支援学校の他、小学校・中学校等の特別支援学級（学級担任に限る。）での勤務歴が通算2年以上（実勤務月数として24月以上。休職期間は含まない。）である場合も含みます。

イ 一般選考との相違点

第1次試験	第2次試験
一般・教職教養筆記試験を免除。 また、個人面接において、最大10点の加点を行う。	一般選考と同様。

(4) 障害者特別選考 **普通免許状を有しない方の受験可**

ア 資格要件

一般選考の資格要件を満たし、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下、「障害者手帳等」という。）の交付を受けている方。

※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も一部の区分・教科を除いて受験が可能です。出願される場合は、事前に出願区分・教科の確認が必要です。ので、教職員人事課（TEL：075-222-3779、Fax：075-222-3759）までお問い合わせください。

イ 一般選考との相違点

第1次試験	第2次試験
障害の程度に応じて、文字・用紙の拡大、試験時間の延長、書面等での指示、受験会場・座席の配慮を可能な範囲で行う。	

(5) 特別選考の受験の可否について

出願書類を審査した結果、特別選考への出願が相当と認められなかった場合は、一般選考の受験資格を満たしていれば、一般選考により受験していただくことができます。審査結果については、受験票をもって通知します。

6 受験資格に係る特例（当該区分及び教科の普通免許状を有しない合格者及び取得見込みのない合格者の取扱い）について

2（2）イの中学校の数学・理科、高等学校の数学・理科・工業の特例、5（2）「フロンティア特別選考」、5（4）「障害者特別選考」において、当該区分及び教科の普通免許状を有しない合格者及び取得見込みのない合格者については、京都府教育委員会に推薦し、京都府の教育職員検定に合格して特別免許状が授与された場合は、教諭等として正式採用します。特別免許状が授与されない場合は、合格した校種・教科の臨時免許状の取得を条件として、臨時的任用の常勤講師として任用し、令和11年4月1日までに普通免許状を取得すれば、教諭等として正式採用します。

※ 一部の区分・教科については4（5）「採用延長の特例」に基づき、採用を猶予したうえで、普通免許状を取得すれば、教諭等として正式採用します。

※ 受験資格に係る特例を適用する場合は、第1次試験の一部免除等（社会人経験者チャレンジ制度、理工数工志願者チャレンジ制度）の特例（P11）を使用できません。

特別免許状について

- 1 制度の趣旨：大学での養成教育を受けていない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する制度。
- 2 授与要件：次のア、イのいずれにも該当する者。
 - ア 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者。
 - イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者。

7 第1次試験免除等の特例について

以下のいずれかに該当する方は、希望により第1次試験の一部又は全部を免除、あるいは他の試験に替えて実施します。この免除等の特例の併用はできませんが、「8 第1次試験における加点制度」(P11)との併用は可能です。

特例の使用を希望している場合でも、必ず受付期間内に出願手続きを行ってください。志願書に入力が無い場合には特例の適用ができませんのでご注意ください。

(1) 第1次試験の全部免除

ア 令和5年度京都市立学校教員採用選考試験の第1次試験合格者等

要件	免除内容等
令和5年度京都市立学校教員採用選考試験の「第1次試験合格者（第2次試験受験辞退者及び内定辞退者を除く。）」、「大学・大学院推薦制度合格者で第2次試験の不合格者」、「体調不良を理由に第2次試験を欠席した方のうち、教職員人事課が第1次試験の全部免除を認めた方」で、 <u>令和5年度教員採用選考試験の第1次試験の合格区分と同一の受験区分のみを受験する方。</u>	第1次試験を免除。

(注) 他の区分、教科との併願はできません。

イ 大学・大学院推薦制度合格者

要件	免除内容等
京都市立学校教員を第一志望とし、学業成績優秀であるとともに、部活動やボランティア活動等の実績が顕著であるなど、大学・大学院における諸活動の実績を評価され、教師として優れた実践力を発揮することが期待できると学長等（学部長以上の職）からの推薦を受けた方（令和6年3月卒業予定者等）のうち、書類選考で合格した方。	第1次試験を免除。 第2次試験に加え、個人面接を実施。 (個人面接は第1次試験の日程のうち指定する日に実施。)

(注1) 本特例を、令和5年度教員採用選考試験に適用し、出願された方は、本年度の試験で大学・大学院推薦制度を適用することはできません。

(注2) 本特例により、第2次試験を受験したが不合格となった場合、令和7年度京都市立学校教員採用選考試験に限り、同一の受験区分のみ受験する場合は、第1次試験を免除します。

(注3) 他の区分、教科との併願はできません。

ウ 京都市立学校園の常勤講師の「前年度不合格者のうち上位」の特例

要件	免除内容等
次の①～③の全ての要件を満たす方。 ① 令和5年度試験（令和4年度実施）及び令和6年度試験（令和5年度実施）のそれぞれの出願時において、京都市立学校園の常勤講師であること。 ② 令和5年度試験（令和4年度実施）において、教職員人事課が第1次試験の全部免除を認めており、2次試験の結果が「不合格のうち上位（B－1判定）」であること。 ③ 令和6年度試験（令和5年度実施）の出願が、令和5年度試験（令和4年度実施）と同一の受験区分のみであること。	第1次試験を免除。

(2) 第1次試験の一部免除等

ア 常勤講師（臨時的任用職員）

要件	免除内容等
平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間で、国公立学校での勤務歴が通算2年以上（実勤務月数として通算24月以上。休職期間を除く。）、又は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間で本市立学校園での勤務歴が通算1年以上（実勤務月数として通算12月以上。休職期間を除く。）ある方（出願時の在職は問いません。）	出願区分に関わらず、一般・教職教養筆記試験を免除。

イ 社会人経験者チャレンジ制度

要件	免除内容等
平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間で、同一の法人格を有する民間企業又は官公庁等で正社員又は正規職員として、連続して3年以上（休職期間を除く。）の勤務歴がある方（出願時の在職は問いません。）	出願区分に関わらず、一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施。

（注）ただし、普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方については、この特例を適用することはできません。

ウ 理数工志願者チャレンジ制度

要件	免除内容等
中学校の数学・理科及び高等学校の数学・理科・工業の志願者（いずれも第一志望の場合に限る。）で、志願する教科の普通免許状を有するか、令和6年4月1日までに取得見込みである方。	一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施。

（注）ただし、普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方については、この特例を適用することはできません。

エ 英語資格所有者

要件	免除内容等
中学校・高等学校の英語志願者のうち、出願時点で、CEFR B2相当以上の英語力を有する方。	英語の第1次試験の実技試験を免除。

（注）資格の有効期限は設けていません。過去に一度でも要件を満たせば該当します。

CEFRのレベルについては、各試験団体のウェブサイトを参考に判断してください。

8 第1次試験における加点制度について

以下に該当する方は、希望により第1次試験の得点に加点します。

また、「7 第1次試験免除等の特例」との併用ができますこととします。ただし、特例と併用するかどうかに関わらず、加点上限は10点とします。なお、**加点を希望する場合は、必ず受付期間内に****出願手続きを行ってください。志願書に入力が無い場合には特例の適用ができませんのでご注意ください。**

(1) 心理及び福祉の専門資格所有者

要件	加点内容等
出願時点で、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を所有している方。	第1次試験において5点を加点。

(2) 情報処理技術に関する資格所有者

要件	加点内容等
出願時点で、IT パスポート試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験のいずれかに合格している方（前身の資格を含め、上記以外の資格については対象外）。	第1次試験において5点を加点。

(3) 小学校教諭志願者における中学校または高等学校の普通免許状取得・取得見込者

要件	加点内容等
小学校教諭志願者で、出願時点において、「数学」「理科」「保健体育」「英語」のいずれかの中学校または高等学校の普通免許状を有する方（取得見込の場合も含む。）。	第1次試験において5点を加点。

9 出願手続きについて

(1) 出願方法・期間等について

ア 出願方法

京都市教育委員会ホームページを確認のうえ、電子申請（インターネット）で出願してください。

(URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/>)

イ 出願期間

令和5年4月3日（月）午前9時～ 令和5年5月8日（月）正午受信分まで

ウ 留意事項

- ① 京都市教育委員会ホームページ (URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/>) に掲載する「志願書作成上の注意」を確認のうえ、パソコンで出願してください。**スマートフォンやタブレットからの出願はできません。なお、出願内容等の照会についてもスマートフォンやタブレットはご利用いただけません。**
- ② 出願開始までに志願書（エクセル様式）をホームページに掲載しますので、入力等の準備をしてください。
- ③ **出願内容に不備等がある場合には、教職員人事課から志願者に電話連絡又は京都府・市町村共同電子申請システムを通してEメールにて連絡することがありますので、本市からの電話やメールの連絡に応じられるよう事前に準備しておいてください。応じない場合、受験不可とする場合もあります。**
- ④ 出願にあたり、万一、虚偽の内容があったと認められる場合は、この試験で得た資格を全て無効とすることがあります。
- ⑤ **出願期間終了間際はアクセスが集中し、手続きを完了できない恐れがありますので、余裕を持って手続きを行ってください。出願期間内に手続きが完了しなかった場合は、いかなる理由でも受け付けません。**
- ⑥ システムの維持、補修の必要があるとき、その他の理由により、一時的にインターネットによる出願受付を停止する場合があります。このような一時的な停止により、期間内に手続きが完了しなかった場合も、原則として、受け付けません。余裕を持って手続きを行ってください。

(2) 提出物について

※詳細は、京都市教育委員会ホームページ（URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/>）を確認してください。

※提出書類に多くの不備がある場合には受験資格を満たさないと判断する場合があります。

※一度申請した後は、志願者からの修正を認めませんので、内容に不備等がないか、十分確認のうえ申請してください。

内容	対象者/提出方法	留意事項
①志 願 書 (エクセル様式)	全員 /電子申請	ホームページからエクセル様式をダウンロードし、必要事項の入力、顔写真データの貼付けを行ったうえ、電子申請画面で添付すること。 ※ <u>PDFに変換しないこと。</u> ※ 入力欄の黄色箇所（必須項目）は、全て入力（選択）済であること。
②顔写真データ	全員 /電子申請	「①志願書（エクセル様式）」の所定の箇所に、以下の要件を満たす顔写真データを貼り付けること。 ・上半身、脱帽、無背景、正面向 ・最近3ヶ月以内に撮影したもの ・形式：JPEG(JPG)、PNG、GIF、BMP ・ファイルサイズ：最大1MB
③必 要 書 類	該当者のみ /電子申請 (※次表参照)	上記①、②に加え、次表「該当者のみ提出が必要な書類」を参照し、該当する必要書類の PDF データ又は画像データを、電子申請画面で添付すること。 ※ 画像データについては、スキャンしたもののほか、スマートフォン等で撮影したものでも可能とするが、その場合、文字等が鮮明に判読できることを確認すること。 ※ 第2次試験合格者及び追加合格者については、該当する必要書類の原本又は写しを提出する必要があるため、出願後も必要書類を大切に保管すること。
④返信用封筒	該当者のみ /郵送	封筒（角形2号 24cm×33.2cm）の表面に <u>140円切手を貼付</u> のうえ、 <u>志願者の郵便番号・住所・氏名を明記</u> すること。 【該当者】 <u>P10の「7（1）第1次試験の全部免除」の要件に該当する方</u> <u>（ただし、大学・大学院推薦制度合格者は除く。）。</u>

該当者のみ提出が必要な書類（PDF データ又は画像データを添付）

※複数ある場合はZIP 形式のフォルダに圧縮した上、提出してください。

希望する選考区分、出願区分等	必要書類
総合支援学校教諭志願者のうち、特別支援学校の普通免許状を令和6年4月1日までに取得見込でない方	免許状の取得方法と具体的な計画に係る書類 ※免許状の取得方法と具体的な計画に係る様式は、志願書の様式とともに、京都市教育委員会ホームページに掲載します。
国際貢献活動経験者特別選考	派遣証明書 ※独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局による定形書式
フロンティア特別選考・理数工コース（博士号を取得している場合）	学位授与等証明書
フロンティア特別選考・保健体育コース	実績報告書及び実績を証明する書類等 ※実績報告書の様式は、志願書の様式とともに、京都市教育委員会ホームページに掲載します。 ※実績を証明する書類：表彰状、新聞記事の写し等（団体競技の場合はメンバー表を含む。）
フロンティア特別選考・英語コース（英語指導法に関する課程を修了済みの場合）	学位授与等証明書 英語資格に関する各実施団体が発行する証明書又は結果通知書
現職教諭特別選考	履歴事項証明書 <u>※発令された履歴事項（人事、給与、処分含む。）が全て明記されているもので、任命権者等（教育委員会、学校法人等）が発行するもの。</u> 様式自由。 ※正規教諭として勤務した全ての期間の履歴事項証明書を提出すること。 ※校長等、任命権者でない者が発行するものは認めません。 ※発令された履歴事項（人事、給与、処分含む）が全て明記されていない人事異動通知書、辞令等は認めません。
障害者特別選考	障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳） ※いずれも氏名、生年月日、障害の種別及び等級が確認できるもの。
英語資格所有者の特例	英語資格に関する各実施団体が発行する証明書又は結果通知書
心理及び福祉の専門資格所有者の加点	登録証、臨床心理士資格登録証明書など資格に関する証明書
情報処理技術に関する資格所有者の加点	情報処理技術者試験合格証書

（３）受験票の交付

出願から一定期間経過後に、受験票のダウンロード等に関する電子メールを送付しますので、メール内容を確認のうえ、受験票をダウンロード・プリントアウトし、試験当日に必ず持参してください。

当該メールが6月20日（火）までに届かない場合には、教職員人事課（Tel：075-222-3779）までお問合せください。

志願書への入力ミス等を含め、提出書類に多くの不備がある場合には受験資格を満たさないと判断する場合があります。その場合、受験票は交付しません。

携帯電話・スマートフォンによるダウンロードはできませんので、ご注意ください。

受験票には、試験日程、試験会場、集合時刻及び持参物等の記載がありますので、必ず確認してください。

10 問い合わせ先について

(1) 制度及び出願手続きに関すること

京都市教育委員会事務局総務部教職員人事課

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町 595 - 3 (大同生命京都ビル7階)

電話 075-222-3779 FAX 075-222-3759

e-mail アドレス jinji@edu.city.kyoto.jp

※非常災害時等における試験実施の情報は京都市教育委員会ホームページを確認してください。

(2) 出願手続き時の電子申請の操作に関すること

電子申請ヘルプデスク

電話 0120-368-822 (受付時間 平日9時～17時)

FAX 0120-60-5392 e-mail アドレス hd-kyoto@elg-front.jp

Web お問合せフォーム (<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=qa>)

※電話及びFAXについては、IP電話(050から始まる番号)からはつながらない場合があります。

つながらない場合は、メールもしくはWebをご利用ください。

(参考)

1 勤務条件等について

(1) 給与及び勤務時間等

○初任給(令和5年4月1日現在、小・中学校教諭の例)

修士課程修了者 : 約264,500円

大学卒業者 : 約243,500円

短期大学卒業者 : 約217,300円

※ 上記の金額は、給料、教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を含みます。

このほか、期末・勤勉手当(年間約4.34月分)、通勤手当、扶養手当、住居手当等が所定の条件に応じて支給されます。

※ 採用前に職歴等を有する場合は、その内容・期間に応じて初任給が決定されます。

○勤務時間等

勤務時間は7時間45分/日(1週間38時間45分)。

休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。

休暇には、年次休暇20日、夏季特別休務、服喪休暇、結婚休暇、妊娠・出産に関する休暇、子育て・介護に関する休暇などがあります。

(2) 研修システム

○初任者研修等の質の高いサポート体制があり、若手同士の交流を通じた横の繋がりも構築できます。

○自分の興味関心に応じた自主的に選べる研修等、キャリアステージに応じた年間約270講座を実施しています。

○オンライン研修も充実し、いつでもどこでも自己研鑽が行える環境も整えています。

(3) 福利厚生

採用と同時に公立学校共済組合員となり、健康保険・厚生年金に加入するほか、給付事業、貸付事業、検診事業等を利用できます。また、教職員互助組合に加入することができます。

2 過去5年間の採用選考試験実施結果

	受験者数					合格者数				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校教諭	640	585	635	612	535	156	155	163	144	90
中学校教諭	624	570	612	515	507	63	83	98	74	69
高等学校教諭	167	172	204	165	156	15	17	20	18	13
総合支援学校 教諭	172	178	177	148	162	39	51	65	58	50
養護教諭	82	84	101	92	91	9	10	11	10	9
栄養教諭	57	32	35	30	31	5	6	5	3	2
計	1,742	1,621	1,764	1,562	1,482	287	322	362	307	233

※「小学校教諭」には「幼稚園教諭」を含む。

3 令和6年度採用選考試験の配点

		第1次試験				第2次試験※1			
		個人面接	一般・教職教養	専門筆記	実技試験	論文	集団討議	模擬授業	実技試験
一般選考 障害者特別選考を含む		70	30	100	30	20	35	60	30
特別選考	国際貢献活動 経験者	70	30 (論文)	100	30	20	35	60	30
	フロンティア 理数工 コース	70	30 (論文)	—	—	20	35	60	—
	保健体育 コース	80	30 (論文)	—	—	20	35	60	—
	英語 コース	70	30 (論文)	—	—	20	35	60	30
	現職教諭	80	—	100	30	20	35	60	30

※1 第1次試験免除者のうち、個人面接実施者は、第2次試験の合計点に個人面接点を加えた後、換算を行います。

4 よくある質問について（Q＆A）

よくあるお問い合わせや、間違いやすい点をまとめて掲載していますので、出願する前に必ず目を通してください。

《出願要件・手続きに関すること》

【Q1】複数の免許を持っているので併願を考えているのですが、どの区分が併願できますか。

【A1】併願は、下表の組み合わせのみ可能です。

		併願可能区分				
		幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	総合支援学校教諭
第一志望区分	小学校教諭	○		×	×	×
		×		◎	×	◎
	中学校教諭	×	◎		×	◎
		×	×		○	×
	高等学校教諭	×	×	○		×
	総合支援学校教諭	×	◎	◎		

（○印は1つまで、
◎印は2つまで
併願可能）

（注1）中学校教諭及び高等学校教諭については同一教科のみ併願が可能です。

なお、中学校社会と高等学校地理歴史は併願可能です。

〔例：「中学校理科と高等学校国語」や「中学校英語と高等学校国語」などの併願はできません。〕

（注2）併願する区分も含めて、いずれか一つでも受験されない場合は、体調不良等のいかなる理由でも、その時点で本市の教員採用選考試験の受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、中学校保健体育の体育実技試験については、身体等の事情により試験を受けないことを認める場合があります。

【Q2】第1次試験一部免除等の特例や第1次試験における加点制度について、併用することはできますか。また、要件に該当していても使用しないことは可能ですか。

【A2】試験免除に関する特例の併用はできません。複数ある場合も、1つのみ選択してください。

加点制度については、併用が可能です。また、試験免除に関する特例との併用もできることとします。ただし、特例と併用するか否かに関わらず、加点上限は10点とします。

また、要件に該当していても使用しないことは可能です。その場合は、志願書の第1次試験一部免除等の特例欄に入力をせずに出願してください。（反対に、特例の使用を希望している場合でも、志願書に入力が無い場合には特例の適用ができませんのでご注意ください。）

【Q3】現職教諭特別選考について、私立や海外の学校で勤務していた場合でも対象となるのでしょうか。

【A3】学校教育法第1条に掲げる学校での勤務経験が資格要件となりますので、私立学校勤務の場合でも対象となります。また、海外の学校の場合は対象となりません。ただし、日本人学校については、日本国内の学校からの派遣により勤務されている場合は対象とします。

【Q4】現職教諭特別選考について、経歴はあるが現在は退職している場合でも対象となりますか。

【A4】対象となりません。現職教諭特別選考は、令和6年3月31日まで在職している方が対象です。なお、常勤講師の特例は、要件を満たせば出願時に在職していなくても対象となります。

【Q5】現職教諭特別選考について、総合支援学校を受験する場合は、現在、総合支援学校（学校教育法上の特別支援学校に該当する学校）に勤務している必要がありますか。

【A5】総合支援学校の区分で現職教諭特別選考を受験するためには、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間で、特別支援学校の他、小学校・中学校等の特別支援学級（学級担任に限る。）での勤務歴が通算2年以上（実勤務月数として24月以上。休職期間は含まない。）であることが必要です。したがって、現職の教諭等として在職している必要はありますが、現在、総合支援学校（学校教育法上の特別支援学校に該当する学校）に勤務している必要はありません。

【Q6】フロンティア特別選考の理数エコースについて、どのような方が志願していますか。

【A6】理学・工学等の博士号取得者、再生医療技術の基礎研究従事者、半導体製造技術者、都市開発・住宅建築技術者（1級建築士や技術士等の有資格者を含む。）など、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方が志願しています。御自身の知識や技能を伝え、教え、育むことをさらに超えて、知識や技能を社会での問題解決、課題設定に結び付けて、生徒を育成する資質能力を有する方を求めています。

【Q7】フロンティア特別選考の理数エコースについて、実績についての証明書等を提出する必要がありますか。

【A7】博士号を取得している方は、学位授与証明書を提出してください。提出方法の詳細は、P14 及び京都市教育委員会のホームページをご確認ください。

大学・企業又は研究機関における勤務経験から特別選考を志願する方は、出願時の証明書等の提出は不要で、第2次試験合格後に勤務先の在職証明書等の提出を指示します。また、出願後、研究・勤務内容について個別に問い合わせる場合があります。

【Q8】フロンティア特別選考の保健体育コースについて、どのような方が合格していますか。

【A8】オリンピックメダリスト、元プロ野球選手などの実績を有する方が合格しています。

【Q9】常勤講師の特例について、勤務歴のある校種（教科）と受験を希望する校種（教科）が異なっても対象となりますか。

【A9】対象となります。常勤講師としての勤務歴については、どの校種（教科）であっても対象となります。また複数の校種（教科）の勤務歴であっても対象となります。

【Q10】社会人経験者チャレンジ制度について、出願時に在職していなくても対象となりますか。

【A10】出願時には在職していなくても、正社員又は正規職員として、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間で、連続して3年以上（休職期間を除く。）同一の民間企業又は官公庁等での勤務歴があれば対象となります。

【Q11】社会人経験者チャレンジ制度について、会社の在職証明書等を提出する必要がありますか。

【A11】出願時の証明書等の提出は不要です。ただし、第2次試験合格後に勤務先の在職証明書等の提出を指示します。

【Q12】現在教員免許を持っていないため、「受験資格に係る特例」（免許がなくても受験可能）での受験を検討しています。このとき、3年以上の社会人経験がある場合には、「社会人経験者チャレンジ制度」により第1次試験一部免除の特例の対象となりますか。

【A12】「受験資格に係る特例」を使用して受験する場合には「社会人経験者チャレンジ制度」の対象とはなりません。

《電子申請に関すること》※申請の手続等、詳細については、京都市教育委員会のホームページを確認してください。

【Q13】スマートフォンやタブレットからの申請は可能ですか。

【A13】できません。パソコンから出願してください。動作環境等は、申請ページに記載していますので、ご確認ください。
出願だけでなく、出願内容等の照会もスマートフォンやタブレットからはご利用いただけません。

【Q14】自宅にパソコンがない等、インターネットを利用できる環境がない場合は、どうすればよいですか。

【A14】電子申請は、私物のパソコンからでなくても構いません。インターネット接続可能なパソコンから出願してください。

【Q15】電子申請システムによる申請後に、修正のうえ再提出することは可能ですか。

【A15】一度申請した後は、志願者からの修正を認めませんので、内容に不備等がないか、よく確認の上、申請してください。
申請後は、教職員人事課から修正の指示があった場合のみ修正可能です。不備が見つかった場合等、再度申請された場合、初回の申請についても受験を認めない場合があります。

【Q16】特別選考等により申請する場合に必要な書類（P14）のPDFは、スキャナーで読み取ったもののほかに、デジタルカメラ等で撮影された画像データを利用することも可能ですか。

【A16】デジタルカメラ等で撮影された画像データも認めます。ただし画像が不鮮明で文字が判別できない場合は、再提出を求める場合があります。

《試験内容に関すること》

【Q17】現職教諭特別選考の第1次試験個人面接について、最大10点の加点となっていますが、どのような試験内容ですか。

【A17】現職教諭特別選考の個人面接については、一般選考区分と比較し、現職教諭としての職務経験を通じて培った教育実践や専門性等をより重視した試験内容としています。

【Q18】フロンティア特別選考の保健体育コースの第1次試験個人面接について、最大10点の加点となっていますが、どのような試験内容ですか。

【A18】フロンティア特別選考の保健体育コースの個人面接については、一般選考区分と比較し、競技者又は指導育成の経験を通じて培った専門性や教員としての資質等をより重視した試験内容としています。

《その他》

【Q19】都合により筆記試験を受験できなくなりました。面接から受験することはできますか。

【A19】できません。必要な試験のうち、併願する区分も含めて、いずれか一つでも受験されなかった場合は、体調不良等のいかなる理由でも、その時点で本市の教員採用選考試験の受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、中学校保健体育の体育実技試験については、身体等の特別な事情により試験を受けないことを認める場合があります。

【Q20】他の自治体等が実施する試験も受験しますが、志願書Bの「本試験以外に受験を予定している職種・都道府県市名」にそのことを記入すれば、試験日程について事前の配慮又は指定後の変更に応じていただくことはできますか。

【A20】原則として、試験日程については、個別のご要望に応じて調整致しません。

【Q21】過去の問題を見たいのですが、公開していますか。また郵送で取り寄せることは可能ですか。

【A21】京都市情報公開コーナー（京都市役所。平日9:00～17:00に開館。）において過去3年分の問題等を閲覧、コピー（有料）することができます。郵送での提供は原則行っておりませんのでご了承ください。

【Q22】自然災害や公共交通機関遅延等により、試験日時や場所が変更になることはありますか？

【A22】試験日時・会場等が変更になる場合、京都市教育委員会ホームページにてお知らせしますので、自然災害等により公共交通機関の遅延・運休が想定される場合等は、必ず京都市教育委員会ホームページを確認してください。

上記及び要項に記載している事項以外に不明な点があれば
教職員人事課（TEL:075-222-3779）へお問い合わせください。

令和6年度京都市立学校教員採用選考試験 試験区分一覧

<一般選考>

出願区分	第1次試験				第2次試験			
	個人面接	一般・ 教職教養	専門筆記	実技 試験	論文	集団討議	模擬授業	実技試験
小学校教諭	○	○	○		○	○	○	
幼稚園教諭			○(小・幼)					
中学校教諭			○ (※1)	○ (英語)				○(一部教科) (※2)
高等学校教諭								
総合支援学校教諭								
養護教諭								○
栄養教諭								

※1 高等学校(国語・数学・理科・英語)志願者は、高等学校の専門筆記試験に加えて、中学校の該当教科の専門筆記試験(中学校・高等学校の共通問題)を受験する必要があります。また、中学校社会と高等学校地理歴史の併願者は、中学校社会の専門筆記試験を合わせて受験してください(詳細はP6参照)。

※2 第2次試験の実技試験は、中学校の音楽、美術、保健体育、中学校及び高等学校の英語、養護教諭で実施。

<特別選考>

区分	第1次試験				第2次試験			
	個人面接	一般・ 教職教養	専門 筆記	実技 試験	論文	集団討議	模擬授業	実技試験
国際貢献活動経験者	○	論文試験	○	一般と同様	○ ○ (英語可)	○	○ ○ (指導案は 英語作成 可)	一般と同様
フロンティア 理数工コース		論文試験						
保健体育コース		論文試験						免除
英語コース		論文試験		免除			○ (指導案は 英語作成 可)	一般と同様
現職教諭		免除	○	一般と同様	○		○	一般と同様
障害者		○	○	一般と同様	○		○	一般と同様

<第1次試験免除等の特例>

区分	第1次試験				第2次試験			
	個人面接	一般・ 教職教養	専門 筆記	実技 試験	論文	集団討議	模擬授業	実技試験
P10 7(1)の「第1次試験の全部免除」の要件に該当する者	免除				○	○	○	一般と同様
大学等推薦合格者	※	免除						一般と同様
常勤講師	○	免除	○	一般と同様				一般と同様
社会人経験者 チャレンジ制度		論文試験		一般と同様				一般と同様
理数工志願者 チャレンジ制度		論文試験						
英語資格所有者		○						免除

※ 大学等推薦合格者の個人面接は、第1次試験の日程のうち指定する日に実施。